

道から市町村への事務・権限移譲方針（31.3改訂）の概要

I 改訂のポイント

- 事務・権限の移譲をより一層推進するため、全道的に多くの市町村へ移譲が進んでいる事務・権限を「重点推進権限」に選定し、早期に全市町村への移譲を進める。
- 住民に最も身近な事務・権限である旅券事務については、移譲による一層の住民サービスの向上を図る。
- 市町村ごと、さらには振興局ごとの移譲の状況に差があることから、進捗率が全道平均を下回る等の振興局を重点推進地域として、一層の取組を進める。
- 移譲を円滑に進めるため、広域連携手法の活用や移譲後のフォローアップなどの支援に努める。

II 主な改訂内容

1 重点推進権限の選定及び移譲促進

これまでの取組により、全道的に多くの市町村へ移譲が進んでいる12法令13事務176権限を「重点推進権限」に選定し、統一的に全市町村へ早期に移譲されるよう、次に掲げる取組を進める。

- 移譲による効果等を積極的に周知するなど、市町村の実情に応じた協議・提案に取り組む。
- 移譲済市町村における取組成果を紹介するなど、広報を充実させ移譲を促す。

2 旅券事務の移譲促進

重点推進権限のうち住民に最も身近な権限である旅券事務については、手続のワンストップ化など一層の住民サービスの向上を図るため、次の取組により、未移譲市町村に対する移譲を促す。

小規模市町村（22市町村）	近隣の移譲済市町へ事務を委託する取組を周知
振興局所在市町（9市町）	全道の移譲状況や管内市町村の検討状況などについて情報提供

3 重点推進地域の選定及び移譲促進

市町村における事務・権限の移譲に対する認識や考え方に違いがあることから、市町村ごと、さらには振興局ごとの進捗率に差異が生じているため、重点推進権限の進捗率が全道平均を下回る等の振興局を重点推進地域に選定し、次の取組により、住民サービスの格差解消を図る。

（参考）振興局の進捗率較差

- 合同相談会又は移動相談会の開催
- 同一の事務・権限の統一的な移譲の検討

区分／移譲率(%)	最高	平均	最低
移譲対象権限全体	32.4	27.0	23.3
重点推進権限	65.6	50.4	31.9

4 移譲を円滑に進めるための環境づくり

移譲された事務・権限を担う一部の市町村では、業務量の増加に伴う受入体制の構築や、処理件数が少ない事務・権限に係る知識・ノウハウの蓄積、専門人材の確保などに課題があることから、次に掲げる取組により、事務・権限の受入環境の整備に努める。

広域的な連携手法の活用	広域連合への移譲や市町村間の事務委託などの広域連携制度の活用についての情報提供や各種調整の実施
移譲後のフォローアップ	相談体制の強化や専門職員の臨時的派遣のほか事務・権限の返戻など、市町村の実情に応じた課題解消への支援
各種支援措置等	移譲に係る財政的措置及び人的措置等の支援